

○伊勢市を美しくする条例

平成17年11月1日

条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地占有者等が協力して、市域内における容器等及び吸い殻等の投棄を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 容器等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、びん、紙パック、ペットボトルその他容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 土地占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、環境美化意識に関する啓発に努めるとともに施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動により生じた容器等及び吸い殻等の投棄の防止に努め、必要に応じた回収活動を実施するとともに、前条に規定する市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の内外を問わず、自らの生活において生じさせた容器等及び吸い殻等を適正に処理し、市内の環境美化に努めるとともに、第3条に規定する市の施策に協力しなければならない。

(土地占有者等の責務)

第6条 土地占有者等は、その所有し、又は管理する土地に容器等及び吸い殻等が投棄されるのを防止するため、清掃及び除草を行うよう努めるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、公園、広場、河川、海岸、池沼その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に容器等又は吸い殻等を投棄してはならない。

(犬のふんの処理)

第8条 市民等は、犬を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に規定する場所をふんにより汚さないこと。
- (2) 犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器を携行し、ふんをしたときは、直ちに回収すること。

(回収容器の設置)

第9条 容器入りの飲食料を販売する事業者は、容器等を回収するための回収容器を設置するとともに、当該容器を適正に管理しなければならない。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、第7条の規定に違反して容器等又は吸い殻等の投棄を行った者に対し、第1条の目的達成のため必要な限度において、当該容器等又は吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認められるときは、当該事業者に対し、回収容器を設置し、又は適正に管理するよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第11条 市長は、第9条の規定に違反し、前条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者にその理由を通知し、釈明の機会を与えなければならない。

(環境美化推進員)

第12条 市長は、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する活動を推進するため、規則で定めるところにより、環境美化推進員を置くことができる。

(適用上の注意)

第13条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者及び土地占有者等の権利を不当に侵害しない

ように留意しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第7条の規定に違反した者が第10条第3項の規定による命令に従わないときは、3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊勢市を美しくする条例（平成10年伊勢市条例第19号）、二見町まちを美しくする条例（平成10年二見町条例第1号）、小俣町まちをきれいにする条例（平成9年小俣町条例第14号）又は御菌村まちを美しくする条例（平成10年御菌村条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。